

平成24年2月16日

事業主 各位
社会保険事務代行者 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

設立事業所及び加入員の減少に係る掛金の一括
徴収規定の変更に伴う規約の一部変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成23年9月16日開催の第87回代議員会において、下記の当該掛金に係る創設当初の趣旨等を踏まえ慎重審議した結果、規約変更が可決承認され、認可の日から施行し、平成23年9月16日から適用されることとなったところです。

このほど、この規約変更について、行政当局から認可の通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、この規約変更について、下記のとおり、お知らせいたしますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. これまでの脱退時特別掛金

基金を脱退する設立事業所は、規約の附則第11条によって、脱退時特別掛金の一括納入が規定されているところです。

(1) 当該掛金に係る規約の創設当初の趣旨

脱退時において、脱退事業所の残存債務（分割納入途上の債務）を他の現存事業所に負担を転嫁させないようにするものです。

(2) 対象となる債務

未償却過去勤務債務（償却途上の基本特別掛金、加算特別掛金、評価損償却掛金）、繰越不足金及び評価損

2. 変更後の脱退時特別掛金

この脱退時特別掛金について、これまでの脱退事業所分の残存債務に加えて、一部営業譲渡、会社分割又はこれらに準ずるものとして代議員会が認めた事由により加入員が減少する場合による当該加入員分の残存債務を他の現存事業所に負担を負わせることのないように変更したものです。

ただし、代議員会が認めた事由（脱退時特別掛金の納入逃れ等）については、代議員定数の3分の2以上の多数をもって、事実認定された場合のみ、議決することとなります。

3. この規約変更案の成立の経緯

この規約変更については、平成23年7月22日開催の第135回理事会における慎重審議を経て、議決承認されたところです。

その後「年金確保支援に関する国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年法律第93号）」が平成23年8月10日付で公布（同日施行）されたことに伴い、厚生年金保険法第138条第5項が改正され、次いで、同日公布の厚生労働省令第104号によって、厚生年金基金規則に第32条の3の2の規定が加えられ、判決を踏まえた行政指導に基づく規約変更から、法令に基づく規約変更に格上げされたことを申し添えます。

平成 24 年 1 月 4 日

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中

関東信越厚生局

厚生年金基金の規約変更の認可について

標記について、別紙のとおり認可されたので送付します。



日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約

日本金属プレス工業厚生年金基金規約の一部を次のように変更する。

附則第11条見出し中「設立事業所」の次に「及び加入員」を加える。

同条第1項中「この基金は、設立事業所が減少する場合」の次に「(一部営業譲渡、会社分割又はこれらに準ずるものとして代議員会が認めた事由により加入員が減少する場合を含む。)」を加える。

同条第2項中「設立事業所でなくなった日」の次に「(脱退事業所の加入員が減少する場合にあっては当該減少の日)」を加える。

附則第11条の2第1項第1号ア中「当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した基本特別掛金」の次に「(脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに於ける当該減少する加入員分の基本特別掛金の額とする。)」を加える。

同条同項同号イ中「当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した加算特別掛金(評価損償却掛金も含む)の額」の次に「(脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに於ける当該減少する加入員分の加算特別掛金(評価損償却掛金も含む)の額とする。)」を加える。

同条第2項第1号中「報酬標準給与の月額総額」の次に「(脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該減少する加入員に係る報酬標準給与の月額総額とする。)」を加える。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成23年9月16日から適用する。

厚生労働省発令 第1219号 第15号

この規約の一部変更を認可する。

平成 23 年 12 月 19 日

厚生労働大臣 小宮山 洋



新旧規約対照表

新	旧
<p>(設立事業所及び加入員の減少に係る掛金の一括徴収)</p>	<p>(設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収)</p>
<p>第11条 この基金は、設立事業所が減少する場合(一部営業譲渡、会社分割又はこれらに準ずるものとして代議員会が認めた事由により加入員が減少する場合を含む。)において当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額として次の各号に掲げる債務及び不足金を、当該減少に係る設立事業所(以下「脱退事業所」という。)の事業主から脱退時特別掛金として一括して徴収するものとし、当該脱退事業所の事業主に対し納入の告知を行う。</p>	<p>第11条 この基金は、設立事業所が減少する場合において当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額として次の各号に掲げる債務及び不足金を、当該減少に係る設立事業所(以下「脱退事業所」という。)の事業主から脱退時特別掛金として一括して徴収するものとし、当該脱退事業所の事業主に対し納入の告知を行う。</p>
<p>(1) 未償却過去勤務債務</p>	<p>(1) 未償却過去勤務債務</p>
<p>(2) 繰越不足金</p>	<p>(2) 繰越不足金</p>
<p>(3) 基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、当該上回る額(以下「評価損」という。)</p>	<p>(3) 基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、当該上回る額(以下「評価損」という。)</p>
<p>2 脱退事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた脱退時特別掛金について、設立事業所でなくなった日(脱退事業所の加入員が減少する場合にあっては当該減少の日)の属する月の翌月末日までに基金に納付しなければならない。</p>	<p>2 脱退事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた脱退時特別掛金について、設立事業所でなくなった日の属する月の翌月末日までに基金に納付しなければならない。</p>
<p>(脱退時特別掛金の額)</p>	<p>(脱退時特別掛金の額)</p>
<p>第11条の2 前条第1項に定める脱退時特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、算定された額が負となった場合は、当該特別掛金額は零とする。</p>	<p>第11条の2 前条第1項に定める脱退時特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、算定された額が負となった場合は、当該特別掛金額は零とする。</p>
<p>(1) 前条第1項第1号に定める額</p>	<p>(1) 前条第1項第1号に定める額</p>
<p>次のアとイの合計額</p>	<p>次のアとイの合計額</p>
<p>ア 脱退日の直前の決算時(脱退日が4月1日から前年度の決算が代議員会で議決された日の前日までのときは前々年度の決算時、前年度の決算が代議員会で議決された日から翌年3月末日までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに財政再計算結果の適用が代議員会で議決された場合は、当該財政計算に係る計算基準日とする。以下同じ。)における基本部分に係る特別掛金収入現価に拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで基本部分の掛金の算定に用いる予定利率(以下、本条において「予定利率」という。)により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した基本特別掛金(脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに当該減少する加入員分の基本特別掛金の額とする。)の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額を控除して得た額</p>	<p>ア 脱退日の直前の決算時(脱退日が4月1日から前年度の決算が代議員会で議決された日の前日までのときは前々年度の決算時、前年度の決算が代議員会で議決された日から翌年3月末日までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに財政再計算結果の適用が代議員会で議決された場合は、当該財政計算に係る計算基準日とする。以下同じ。)における基本部分に係る特別掛金収入現価に拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで基本部分の掛金の算定に用いる予定利率(以下、本条において「予定利率」という。)により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した基本特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額を控除して得た額</p>
<p>イ 脱退日の直前の決算時における加算部分に係る特別掛金収入現価(評価損償却掛金収入現価を含む。)に拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで加算部分の掛金の算定に用いる予定利率により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した加算特別掛金(評価損償却掛金も含む)の額(脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに当該減少する加入員分の加算特別掛金(評価損償却掛金も含む)の額とする。)を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額を控除して得た額</p>	<p>イ 脱退日の直前の決算時における加算部分に係る特別掛金収入現価(評価損償却掛金収入現価を含む。)に拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで加算部分の掛金の算定に用いる予定利率により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した加算特別掛金(評価損償却掛金も含む)の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額を控除して得た額</p>
<p>(2) 前条第1項第2号に定める額</p>	<p>(2) 前条第1項第2号に定める額</p>
<p>次のアとイの合計額</p>	<p>次のアとイの合計額</p>
<p>ア 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額(別途積立金の場合に負とする。)に拠出率Bを乗じた額(以下「基本部分対応繰越不足金額」という。)に、拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>	<p>ア 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額(別途積立金の場合に負とする。)に拠出率Bを乗じた額(以下「基本部分対応繰越不足金額」という。)に、拠出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>

新旧規約対照表

新	旧
<p>イ 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額から基本部分対応繰越不足金額を控除して得た額に抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>	<p>イ 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額から基本部分対応繰越不足金額を控除して得た額に抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>
<p>(3) 前条第1項第3号に定める額 次のアとイの合計額</p>	<p>(3) 前条第1項第3号に定める額 次のアとイの合計額</p>
<p>ア 脱退日の直前の決算時における評価損（益の場合は負とする。）に抛出席率Bを乗じた額（以下「基本部分対応評価損」という。）に、抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>	<p>ア 脱退日の直前の決算時における評価損（益の場合は負とする。）に抛出席率Bを乗じた額（以下「基本部分対応評価損」という。）に、抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>
<p>イ 脱退日の直前の決算時における評価損から基本部分対応評価損を控除して得た額に抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>	<p>イ 脱退日の直前の決算時における評価損から基本部分対応評価損を控除して得た額に抛出席率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率により計算したその元利合計の額</p>
<p>2 前項に規定する抛出席率A、抛出席率Bは、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 抛出席率A</p>	<p>2 前項に規定する抛出席率A、抛出席率Bは、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 抛出席率A</p>
<p>脱退日の直前の決算時（以下、本項において「当該決算時」という。）における当該脱退事業所の加入員に係る報酬標準給与の月額総額（脱退事業所の加入員が減少する場合は、当該減少する加入員に係る報酬標準給与の月額総額とする。）を基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率 (2) 抛出席率B</p>	<p>脱退日の直前の決算時（以下、本項において「当該決算時」という。）における当該脱退事業所の加入員に係る報酬標準給与の月額総額を基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率 (2) 抛出席率B</p>
<p>当該決算時における基金の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金（最低責任準備金に最低責任準備金調整加算額を加算した額から最低責任準備金調整控除額を控除して得た額をいう。以下、本号において同じ。）を加算した額から基金の基本部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、当該決算時における基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除した率</p>	<p>当該決算時における基金の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金（最低責任準備金に最低責任準備金調整加算額を加算した額から最低責任準備金調整控除額を控除して得た額をいう。以下、本号において同じ。）を加算した額から基金の基本部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、当該決算時における基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除した率</p>
<p>3 第1項に規定する予定利率は、基金令第39条の2第3項に規定するところによる。 附 則 この規約は、認可の日から施行し、平成23年9月16日から適用する。</p>	<p>3 第1項に規定する予定利率は、基金令第39条の2第3項に規定するところによる。</p>